

道路や水路等の占用について

町道や水路等を継続して使用する場合、事前に管理者より許可を得る必要があります。申請は、道路法32条（道路占用の許可）に基づく道路占用許可申請または茨城町法定外公共物占用等許可申請等が必要になりますので、道路管理課へ申請をお願いいたします。

◆許可が必要となる主なもの

- ・合併処理浄化槽の処理水を道路側溝や水路へ放流する場合
- ※雨水の放流は水路のみ可
- ・道路や水路の敷地に、ガス管や水道管等、生活に必要な設備を埋設する場合
- ・水路に橋や蓋をかけ、敷地への進入路にする場合
- ・道路や河川の敷地内に看板を設置する場合等

◆茨城町の許可を必要とする公共物

町道、法定外公共物（道路・水路）、準用河川
※これらの上空・地下を含む

◆申請に必要となる添付資料

申請書を含めて2部提出となります。

- ①位置図及び付近の見取り図
 - ②不動産登記法第14条に規定する地図又はそれに準ずる図面の写し（公図の写し）
 - ③工作物を設置しようとする場合は、その構造図、仕様、方法、縦断面図、横断面図及び平面図
 - ④合併処理浄化槽の認定証及び認定シート等の写し
 - ⑤他人の所有地又は建造物に近接する場所を占用しようとする場合は、その関係者の承諾書等
 - ⑥現況の写真
 - ⑦放流水の水質確保に関する誓約書
 - ⑧その他、町長が必要とするもの
- ※④と⑦は合併処理浄化槽の処理水を放流する場合

道路や水路等の工事について

町道や水路等の形状変更、または新たな構造物（道路の舗装や側溝の新設等）を設置する工事を行う場合、工事着工前に管理者より許可を得る必要があります。申請は、道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）に基づく道路工事承認申請または茨城町法定外公共物工事許可申請等が必要になりますので、道路管理課へ申請をお願いいたします。

◆許可が必要となる主な工事

- ・縁石を撤去する場合
- ・歩道を切り下げ、店舗や駐車場、住宅等の出入り口を作る場合
- ・道路や水路等の法面の工事を行う場合
- ・道路に側溝を新設又は入れ換える工事を行う場合
- ・水路や側溝に蓋を設置する場合
- ・未舗装道路にアスファルト舗装や碎石敷均し等を行う場合等

◆茨城町の許可を必要とする公共物

町道、法定外公共物（道路・水路）、準用河川

◆申請書に添付が必要となるもの

申請書を含めて2部提出となります。

- ①位置図及び付近の見取り図
- ②不動産登記法第14条に規定する地図又はそれに準ずる図面の写し（公図の写し）
- ③平面図
- ④縦断面図及び横断面図
- ⑤構造図
- ⑥求積図
- ⑦工事の内訳明細書
- ⑧利害関係人の同意書
- ⑨現況の写真
- ⑩その他、町長が必要とするもの

◆許可の期間

- ・合併処理浄化槽 5年間
- ・看板等 1年間

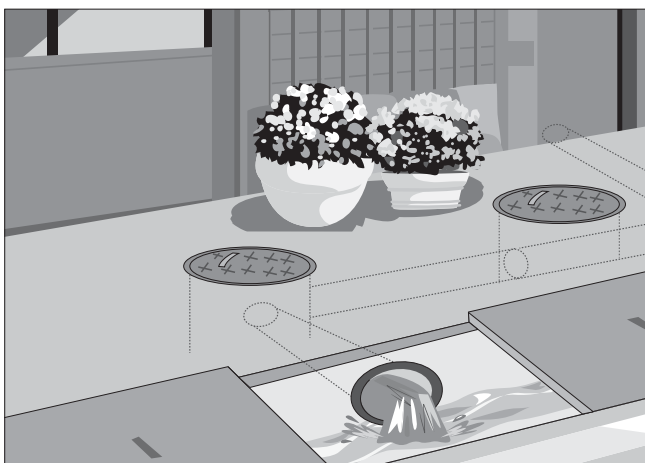
◆注意事項

占用には、占用料がかかります。占用料は茨城町道路占用料徴収条例及び茨城町準用河川占用料等徴収条例に規定されています。（合併処理浄化槽の放流は戸建て住宅に限り免除となります）
なお、ご不明な点は道路管理課までお問い合わせください。

〈占用許可が必要な例〉



水路に橋や蓋をかけ、敷地への進入路にする場合



合併処理浄化槽の処理水を道路側溝や水路へ放流する場合

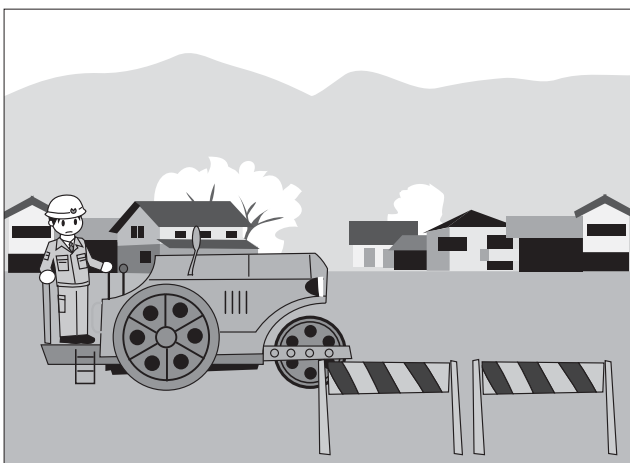
◆工事完了後に提出が必要となるもの

提出は各1部となります。

- ・工事完成届（法定外公共物は工事完了届）
 - ・工作物引渡書
 - ・写真を含む出来形書類一式
- ※完成後、引き渡し前に道路管理課の職員が立会い、完成検査を行います。

◆注意事項

申請書に記載する施行面積や添付する工事の内訳明細書は、官地部分の面積・金額等で記入をお願いします。また、工事を行う際に通行止めや片側交互通行等の交通規制を行う場合、警察署との協議が必要となりますので、施工開始日より余裕を持って申請をお願いいたします。
なお、ご不明な点は道路管理課までお問い合わせください。



【問合せ先】

道路管理課

管理グループ

☎029(240)7116